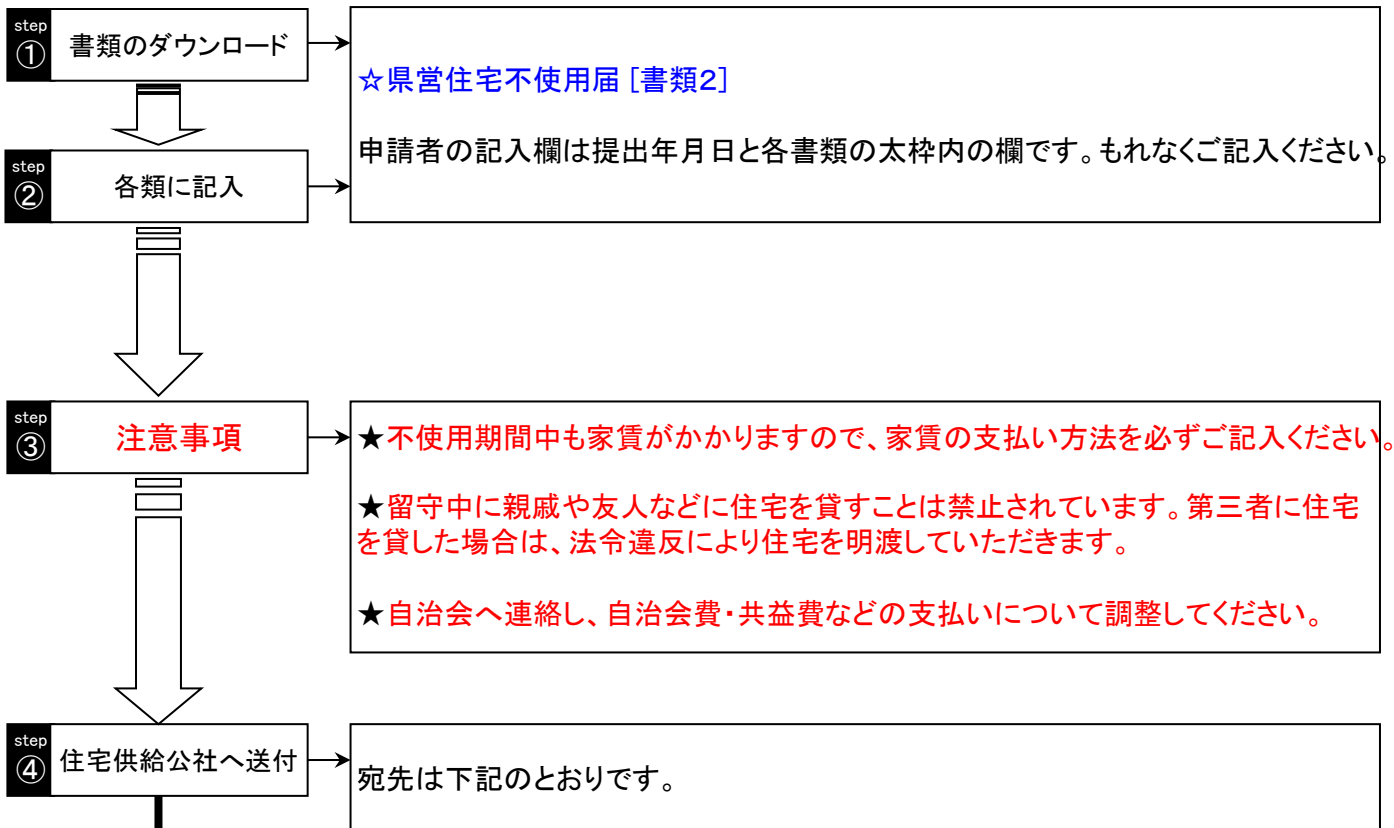




県営住宅の不使用届について

県営住宅を20日以上使用しない場合は「県営住宅不使用届[書類2]」を事前に提出してください。
やむを得ず住宅を使用しないことについては届出をすれば認められますが、不使用の期間は一定の期間しか認められません。

県営住宅不使用手続きの流れ:



書類の提出先は県営住宅を管轄する住宅供給公社へ送付してください。

西部支所	住宅サービス課(中部)	東部支所	富士出張所(富士・富士宮)
〒 430 - 0929	〒 420-0853	〒 410-0055	〒 417-8601
浜松市中央区中央1丁目12-1 県浜松総合庁舎9階	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル9階	沼津市高島本町1-3 県東部総合庁舎本館2階	富士市永田町1丁目100 富士市役所5階南側
静岡県住宅供給公社 西部支所 宛	静岡県住宅供給公社 住宅サービス課 宛	静岡県住宅供給公社 東部支所 宛	静岡県住宅供給公社 富士出張所 宛

県営住宅 不使用届

年 月 日

静岡県知事様
静岡県住宅供給公社理事長様

住宅名	団地 棟 号室
入居者氏名	
電話番号	

次のとおり県営住宅を使用しないので、届け出ます。

使用しない期間	年 月 日から 年 月 日までの間	
理由 (該当する番号を○で 囲んでください。)	1 入院 (病院名) 2 施設に入所 (施設名) 3 一時帰国 (理由) 4 その他 ()	
使用しない期間中 の家賃の支払い の方法 (該当する番号を○ で囲んでください。)	1 口座振替 2 一括前納(納入予定日) 3 毎月納入通知書で納入 4 連帯保証人、親族等による代理納入 5 その他 ()	
使用しない期間中 の連絡先	所在地(住所)	
	名称(氏名)	
	電話番号	
	入居者との関係	